

コロナウイルスに係る利用定員数の緩和、還付対象等の変更について

令和2年9月19日以降「さいたま市の文化施設等の運営方針に基づき」利用人数制限及び還付可能期間が下記のとおり変更となりました。

●利用定員数の緩和（9月19日～11月30日まで）

【変更前】 定員の50%まで利用可。

【変更後】 原則50%だが利用条件を満たすことにより50%以上で利用可。

【利用条件】

- ・大声の歓声・声援等がないことを前提とする。
- ・参加者全員がマスクを使用する。
- ・大声を出す者がいた場合に個別に注意、対応する。
- ・こまめな手洗いを推奨し、手指の消毒液を設置する。
- ・定期的な換気を行う。
- ・入退場時の密を回避する対策をする。
- ・施設内に長時間滞留しない。
- ・参加者の連絡先を把握する。
- ・参加者への検温及び体調確認をする。
- ・発熱者、体調不良者が出た場合催物の中止を検討する。

※受付窓口にて上記のことが記載されているチェックリストの記入をお願いします。

●取消に伴う還付対象の変更

【変更前】いつの利用でも100%還付する。

【変更後】

- ホール・映像シアター： 令和3年3月31日の利用まで100%還付。
 - 多目的ルーム・展示室： 令和3年1月31日の利用まで100%還付。
 - その他の施設： 令和2年12月27日の利用まで100%還付。
- それぞれ上記期間以降の利用は通常の還付期間、還付額。

●施設利用の変更回数

【変更前】利用の変更回数は無制限

【変更後】変更理由に関わらず1回まで

※上記の内容は令和2年9月29日現在のもので、今後変更になる場合もございます。